

## 令和4年度第12回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和5年3月20日(月)午前9時30分～午前11時00分
- 2 場所 山口森林ふれあいセンター 会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中19名)  
荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、井上 浩一郎、上田 正士、片山 潤之、  
賀屋 忠之、神田 一夫、重國 誠司、恒富 竹司、  
徳田 文雄、中川 恵美子、長尾 誠大、原田 好子、藤村 守、  
藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、吉富 崇子  
  
(2)欠席委員(5名)  
伊藤 良雄、伊藤 良一、小野 基之、海地 博志、山根 良男  
  
(3)事務局  
徳本局長・岸本参事・竹中主任主事・小倉主事  
  
(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名  
  
(2)議案審議  
  
(3)その他連絡事項

## 議長

皆様、おはようございます。

これより令和4年度第12回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席19名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

藤原 敏郎(ふじわら としろう)委員 及び、

安野 正純(やすの まさずみ) 委員 をお願いいたします。

まず、審議を保留しておりました令和4年度第11回総会、農地法第5条議案第20号及び第26号について継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

## 事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

議案第1号、令和4年度第11回総会 農地法第5条議案第20号、用途地域内の第3種農地に宅地分譲地を整備するものです。

この案件につきましては、2月28日までに許可が出た場合は同一の開発行為者による、一年以内の隣接開発に該当することとなり、開発行為許可申請を要するものとなるため、当該申請がなされていなかったことで保留としましたが、3月1日以降の許可であれば開発許可の対象外となり、申請書類に不備がなくなるため、再度総会で審議するものです。

議案第2号、令和4年度第11回総会 農地法第5条議案第26号、集団的に存在する第1種農地にコンクリート擁壁を設置するとともに、保全管理区域を整備するものです。

この案件につきましては、事業計画の保全管理区域について、川東地区協議会において、計画の説明が不十分という審議になり、申請者より詳細を聞き取ることになったため、保留となっております。今月の川東地区協議会において、保全管理区域について、ブロック塀補強のコンクリート擁壁と隣接農地の間について、真砂土を撒いて敷地とし、農地外の保全管理区域として利用するとの説明があり、それならば、転用計画として妥当との判断がされましたので、この度、総会に諮るものです。

申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく申し上げます。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく申し上げます。

委員A

鋳銭司の件ですが、面積が同じだがどう変わったのか。

事務局

元々のブロック擁壁と補強するブロック擁壁の間がかなり広く取ってあったため、その間を何か別の用途に使うのではないか、本当にそれだけの面積が必要なのかという話が当初ありましたが元々の擁壁と新しい擁壁の間の面積が詰められた計画で今回は出てきています。

委員A

法面管理区域のようなかたちで使われるのか。

事務局

そうですね。一段下がったところの法面管理と隣地の管理をする区域として活用される計画となっています。

委員A

はい。分かりました。

## 委員B

鑄銭司の件ですが、この件につきましては地区協議会あるいは総会で再三協議をさせていただいております。事務局の方からも説明がありましたとおり、この度新たに工事区域、そして保全区域と分けたかたちで出てきております。この件で一番懸念されたことは、別の農地の転用ということが懸念されたわけですが、分けることによりまして面積的にも機能的にもほとんど転用できる状況ではなくなるということです。また、本人についても転用についての意思は全くないということでしたのでどうぞ御審議頂けたらと思います。

## 委員C

ちょっと教えて頂きたいのですが、1号議案の方で同一開発行為者による1年以内の隣接開発がダメだということですが図面では令和3年の8月31日の許可となっています。1年以内というと令和4年8月31日になるので、既に1年以上経過していると思うのですがそういう事ではないのですか。

## 事務局

そうですね。これはあくまでも許可日になります。1年以内を見ているのは開発になります。許可されてから完了した、造成したところから1年経過しているか判断されるそうです。今回は造成が完了したのが前年の2月中だったということで開発の対象になりました。先月でも開発の申請が出されていれば問題はなかったのですが申請者が1ヵ月待つだけであれば開発は出さないということでしたので1ヵ月待っての審議となっております。

## 委員C

分かりました。

## 委員D

令和3年の時に売られたのが1人の地主なんですよ。たしか業者が成泰不動産です。今回申請されたのはわずかな面積で不動産屋も異なります。全然持ち主が違えば不動産屋も異なりますがそれでも開発は一緒になるのでしょうか。

## 事務局

今回は事業実施者が一緒ということで引っかかったみたいですね。申請者も不動産屋、所

有者が異なれば問題ないとの認識でしたが、実際に埋め立てを行う業者が一緒であれば同一開発とみなされるということでした。

委員D

今回はわずかな面積ですよ。

事務局

そうですね。今回の面積は300㎡ちょっとですが南側の箇所と一緒に考えるということで1,000㎡を超えることになります。

委員D

南側の不動産屋が異なれば通行が難しく、同一事業になるとは思えないのですが。

事務局

農業委員会の審議としては、関係法令に適合しているかみるようになっています。関係課が申請する必要があるといえれば当然提出してもらわなければなりません。

通行の件ですが、農地転用で他人の土地を使う場合、必ず通行承諾をとってもらっています。今回の場合は宅地分譲の開発でしたので既に山口市に寄付されていたと思います。また、不動産屋が異なりますが、互いの代表取締役が兄弟ということで一緒に工事することはよくあると聞いております。今回は通行承諾が提出されているか山口市に寄付されているかのどちらかではあると思います。

事務局

今回は既に公道になっておりますので問題ないです。

委員D

分かりました。

議長

他にご意見がないようでしたら、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべての議案について「許

可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました継続審議に係る議案のうち第26号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行ったうえで「許可」とし、20号については「許可」といたします。

続きまして、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案3ページをお開きください。合わせて、参考位置図3ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第3号、仁保下郷、有償移転です。

申請人は、市内に本店を有する農地所有適格法人です。取得後の経営規模は466アールとなります。

議案第4号、下小鯖、有償移転です。

申請人は、市内に居住するものです。取得後の経営規模は205アールとなります。

議案第5号、秋穂二島、有償移転です

申請人は、市内に居住するものです。取得後の経営規模は2,616アールとなります。

議案第6号、秋穂二島、有償移転です。

申請人は、市内に居住するものです。取得後の経営規模は2,624アールとなります。

議案第7号、江崎、無償移転です。

申請人は、市内に居住するものです。取得後の経営規模は34アールとなり、山口市が

定めた別段面積30アールに達しております。

議案第8号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内に居住するものです。取得後の経営規模は108アールとなります。

議案第9号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内に本店を有する農地所有適格法人です。取得後の経営規模は 4,322アールとなります。

議案第10号、徳地串、有償移転です。

申請人は、市内に居住するものです。取得後の経営規模は160アールとなります。

議案第11号、阿東生雲中、無償移転です。

申請人は、市内に居住するものです。取得後の経営規模は311アールとなります。

議案第12号、阿東徳佐中、有償移転です。

申請人は、市内に本店を有する農地所有適格法人です。取得後の経営規模は 2,794アールとなります。

以上の、農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議案9号についてですが長尾委員が利害関係人になりますので、委員には一度退出いただきまして、先に議案9号の審議をお願いいたします。

(事務局の誘導により長尾委員退席)

議長

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく申し上げます。

【意見なし】

議長

ご意見がないようでしたら、以上で9号議案に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました9号議案については、「許可」といたします。それでは9号議案以外の議案の審議に移ります。

(事務局の誘導により長尾委員入場)

議長

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく申し上げます。

委員F

仁保地区の議案についてですが、既にゆめファームが借りて耕作しておりまして、地主さんはいらっしゃいませんが管理等特に問題はありませぬのでよろしく願いたします。

議長

他にご意見がないようでしたら、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只

今審議しました9号以外の議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、すべて「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案10ページをお開きください。合わせて、参考位置図13ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第13号、徳地伊賀地、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己所有地への進入路を整備するとともに、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、徳地地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

【意見なし】

## 議長

ご意見がないようでしたら、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

## 議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案は「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

## 事務局

議案11ページをお開きください。合わせて、参考位置図14ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第14号、仁保中郷、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第15号、16号、17号は同時に提出されていますので、合わせて御説明いたします。議案第15号から議案第17号、下小鯖、用途地域内の第3種農地に、事業所用地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行といたします。

議案第18号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を設置するものです。

議案第19号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車

場を整備するものです。

議案第20号、大内矢田南六丁目、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、貸資材置場を整備するものです。

議案第21号、青葉台、こちらについては事業計画変更が同時に提出されておりますので合わせて御説明させていただきます。こちらにつきましては、元々は子会社名義で事務所とガレージを建設する予定のものでしたが子会社名義では取扱いができない業務が発生するということでやむを得ず親会社へ名義を変更するというものです。また、事務所とガレージの計画が事務所と倉庫2棟というかたちでの計画変更となっております。

議案第22号、宮野下、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第23号、宮野下、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第24号、白石三丁目、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第25号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第26号、吉敷下東四丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第27号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己所有地への進入路を整備するものです。

議案第28号、嘉川、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第29号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅

を建築するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第30号、佐山、公共施設に比較的近い第2種農地に、貸駐車場を整備するものです。

議案第31号、佐山、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

#### 議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく願いします。

#### 委員A

議案第15号の小鯖の件ですが図面上の雑種地は転用に必要なのでしょうか。

#### 事務局

参考位置図15ページを見て頂けたらと思います。申請地の東側ですが既に開発されておりまして、通れる道が出来ていると思います。図面に落ちていなくて申し訳ありませんが東側、雑種地の方から入る計画になっております。

#### 委員A

分かりました。

もう一つ、青葉台の事業計画変更の手続きですが変更申請だけではいけないのでしょ

うか。

#### 事務局

そうですね。事業計画変更は変更申請のみで対応できる時もありますが、事業を承継する場合、事業者が何らかの理由で変更する場合は事業計画変更と5条の申請をしていただくように手続上なっております。今回は子会社から親会社に変更されておりますので両方の申請をしていただいております。

#### 委員A

親子関係でもですか。

#### 事務局

そうですね。法人としては別になりますので必要になります。許可書も子会社名義では登記が変えられないと思いますので、親会社名義での申請が必要になると思います。

#### 委員A

分かりました。

#### 委員C

位置図の16ページ、資材置場、車両置場と記載されている周りにたくさん「田」と記載されています。地区協議会の時には記載されておりました。分かりにくくなっていると思います。なぜでしょうか。

#### 事務局

申し訳ありません。既に資材置場として転用は完了しておりますが、まだ登記が変わっておりませんでしたので、このような形で記載しております。総会資料の書き方として、農地については地番を、非農地については地目の頭文字を丸で囲む形で表記しております。非農地部分を分かりやすくするため、このような記載をしています。議案といたしましては既に転用された区域と合わせて、本当に面積が適切なのか御審議していただけたらと思います。

## 委員C

分かりました。

## 議長

他にご意見がないようでしたら、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべての議案について「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

## 議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第15号から第17号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事務局より説明をお願いします。

## 事務局

議案22ページをお開きください。合わせて、参考位置図30ページを御覧ください。

議案第32号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、令和3年12月21日付けで、太陽光発電設備を転用目的とした農地法第5条に基づく許可を受けましたが、コロナの影響によりパネル等の資材が確保できず期限内に完了できなかったため、事業期間の延長を行うものです。

議案第33号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、車両待避場を整備するものです。

この事案につきましては、令和4年6月20日付で、車両待避所を転用目的とした農地法第4条に基づく許可を受けましたが、嘉川地区内の法定外公共物工事が急増し、令和4年

度分の地域づくり交付金が不足することとなったことから、令和5年度の交付金で施工するために、事業期間の延長を行うものです。

議案第34号、青葉台、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、事務所を建築するものです。

この事案につきましては、令和5年1月19日付けで、事務所を転用目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、許可後に子会社名義にすると取り扱いができない業務が発生することが判明したため、親会社へ事業の承継を行うものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められ、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、中央地区及び川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

【意見なし】

議長

ご意見がないようでしたら、以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました事業計画変更については、すべて「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案25ページをお開きください。

議案第35号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計 1,349 筆 2,265,224.14 ㎡でございます。

なお、今月はこのうち2筆 11,586 ㎡の所有権移転申請がございました。詳細は議案26ページ記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。  
事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案27ページをお開きください。

議案第36号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。  
地区協議会において協議していただいたとおり、合計682筆 1,212,568.14㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしくお願いたします。

議長

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、非農地通知についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

#### 事務局

別冊でお配りしております、議案第37号の資料を御覧ください。

このたびは、阿東生雲中、阿東生雲西分、阿東蔵目喜、筆数は83筆、57,598 m<sup>2</sup>です。資料1ページに全体の位置を、2ページから3ページに該当農地の筆別詳細を掲載しており、4ページ以降が各対象地の航空写真及び現況写真です。

いずれの農地も山林化が進み、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから、農地法第2条に定める「農地」に該当しない旨の通知を送ることについてお諮りするものです。

御審議よろしく申し上げます。

#### 議長

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

#### 議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました非農地通知を送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

#### 議長

挙手多数と認め、非農地通知については送付することとします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

## 事務局

議案28ページをお開きください。合わせて、参考位置図33ページを御覧ください。

議案第38号から議案第40号について、一括で説明いたします。

中央地区2件、阿東地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

いずれの議案も、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いたします。

## 議長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

## 委員A

現況証明の要綱が変わって始末書を取るという話があったと思いますが39号は宅地として利用されていたとありますが、完全に無断転用されていたという認識なんですか。

## 事務局

始末書を取るのが8月からになりますのでまだ始末書は取っておりません。中央地区の2件はどちらも転用後20年以上経過しているというところで農地とは思っていなかったということだと思います。

## 委員A

将来的にこれは始末書を取ることもあり得るということですか。

## 事務局

そうですね。中央地区の2件は始末書を取った案件になったと思います。ただ、阿東地区の件につきましては、明らかに県道ないしは国道になっておりますので未登記の県道、国道ということで始末書までは求めなくても良いかとは思っています。その都度判断していくようになると思います。

委員A

議案40号については、始末書を取るのはいかがでしょうかと思いました。おそらく地籍か登記を取った時に判明したと思うのですがこういう事もあるんですね。

事務局

そうですね。実際にこのようなケースの時は公共工事によるものですので始末書を求めなくてもよいのではないかと個人的には思います。

委員A

そのようなケースは今後検討されるということですか。対応に困ると思う。

事務局

まずは相談していただけたらと思います。始末書がついていたから受けないということにはならないと思います。ケースごとの判断になるかと思います。要領を変えるというよりは運用を変えるということになりますので、改めて要領の文章を変えるという事まではしないと思います。

委員A

分かりました。農業委員も判断に迷うなと思いましたのでありがとうございました。

議長

他にご意見がないようでしたら、採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

議長

挙手多数と認め、現況証明について全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

## 事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。2月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

## 議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いいたします。

## 議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

## 議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和4年度第12回山口市農業委員会総会議事録である。

令和5年3月20日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 安野 正純

署名委員 藤原 敏郎

記 録 者 小倉 蘭丸